# 昭和二十五年農林省令第九十五号

## 漁船法施行規則

漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）を実施するため、及び同法に基き、漁船法施行規則を次のように定める。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　漁船の建造調整（第二条―第七条）
第三章　漁船の登録（第八条―第十四条）
第四章　漁船に関する検査（第十五条―第二十二条）
第五章　漁船に関する試験（第二十三条・第二十四条）
第六章　指定認定機関及び指定検認機関
　第一節　指定認定機関（第二十五条―第三十四条）
　第二節　指定検認機関（第三十五条―第四十四条）
第七章　雑則（第四十五条―第四十七条）
附則

### 第一章　総則

（定義）

**第一条**　漁船法（以下「法」という。）において「船舶の長さ」とは、上甲板りょう上において、船首材の前面からだ柱があるときはその後面まで、だ柱がないときはだ頭材の中心までの水平距離をいう。

2　法において「船舶の幅」とは、船体最広部において、ろく骨の外面から外面までの水平距離をいう。

3　法において「船舶の深さ」とは、船舶の長さの中央において、りゅう骨の上面から上甲板りょうの船側における上面までの垂直距離をいう。

4　甲板を備えない船舶にあつてはげん端の上面を上甲板りょうの上面とみなす。

5　前項の外特殊の構造を有する船舶にあつては船舶の長さ、幅及び深さは、その構造に応じ前四項の規定に準じた距離をいうものとする。

6　船舶の長さ、幅及び深さは、メートルをもつて単位とし、一メートル未満の端数は小数点以下二位にとどめ、第三位は四捨五入するものとする。

7　法において「推進機関の馬力数」とは、ジーゼル機関及びガスタービンにあつてはそれぞれその計画出力（機関の燃料の最大噴射量を一定の噴射量以下に制限する装置及びその封印並びに機関の最大回転数を一定の回転数以下に制限する装置及びその封印が取り付けられているジーゼル機関にあつては、日本産業規格Ｆ四三〇四により試験した連続出力。以下同じ。）をいい、電気点火機関にあつては日本産業規格Ｆ〇四〇五により試験した表示出力をいい、電気推進機関にあつては電動機の出力をいう。

8　推進機関の馬力数は、キロワットをもつて単位とし、一キロワット未満の場合にあつては一キロワットとし、一キロワット以上の場合にあつては小数点以下を切り捨てるものとする。ただし、電気点火機関を備える漁船（法令（条例及び規則を含む。）の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が推進機関の馬力数の制限を行つているものを除く。）の推進機関の馬力数は、三十キロワット以下の場合にあつては三十キロワットとし、三十キロワットを超え六十キロワット以下の場合にあつては六十キロワットとし、六十キロワットを超え八十キロワット以下の場合にあつては八十キロワットとし、八十キロワットを超え百キロワット以下の場合にあつては百キロワットとし、百キロワットを超える場合にあつては小数点以下を切り捨てるものとする。

9　法において「主たる根拠地」とは、漁船の操業又は運航の本拠となる一の地（漁船を運航することができる水面に沿うものに限る。）をいい、その呼称は市町村（東京都の区の存する区域にあつては東京都）の名称による。

### 第二章　漁船の建造調整

（建造、改造及び転用許可申請の手続）

**第二条**　法第四条第三項の申請書は、建造の場合にあつては別記様式第一号、改造の場合にあつては別記様式第二号、転用の場合にあつては別記様式第三号による。

2　建造又は改造に係る法第四条第三項の申請書には、船舶製造者及び推進機関の製作者又は販売者との契約又はその予約を証する書類を添付しなければならない。

**第三条**　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十八条の規定により漁船の建造前に起業の認可を受けようとする者が、当該起業の認可申請書二通に法第四条第一項又は第二項の規定により漁船の建造許可を申請する旨を書き添えたときは、同条第三項の規定による申請書の提出があつたものとみなす。

2　前項の場合には、当該申請書に前条第二項に規定する書類のほか法第四条第三項各号に掲げる事項を記載した書類一通を添付しなければならない。

**第四条**　削除

（変更許可の手続）

**第五条**　法第四条第六項の許可を受けようとする者は、別記様式第五号による申請書に次に掲げる書類を添付して当該行政庁に提出しなければならない。

一　その変更が総トン数、船舶の長さ、幅若しくは深さ又は船質に係る場合にあつては船舶製造者との契約を変更した旨を証する書類

二　その変更が船舶製造者を異にするための造船所の変更に係る場合にあつては新たに締結した船舶製造者の契約又はその予約を証する書類及び変更前の船舶製造者との契約又はその予約を解除したことを証する書類、同一船舶製造者のもとにおける造船所の変更に係る場合にあつてはその旨を証する書類

三　その変更が推進機関の種類若しくは馬力数又はシリンダの数若しくは直径に係る場合にあつては推進機関の製作者又は販売者との契約を変更した旨を証する書類

（期間の延長の手続）

**第六条**　法第六条第二項の規定による期間の延長の許可を申請しようとする者は、期間延長の理由を記載した申請書にその理由を証する書類を添付して、当該行政庁に提出しなければならない。

（認定の手続）

**第七条**　法第四条の規定による農林水産大臣の許可に係る動力漁船についての法第八条の規定による認定は、あらかじめ当該認定を受けるべき者に対し、農林水産大臣（指定認定機関が認定を行う場合にあつては、指定認定機関）が定めて通知した場所及び期日において行うものとする。

2　法第四条の規定による農林水産大臣の許可を受けた者は、当該許可に係る動力漁船がしゅん工し、又はその改造工事が完成する予定期日の三週間前までに当該予定期日並びに法第八条の規定による認定を受けようとする場所及び期日を農林水産大臣（指定認定機関が認定を行う場合にあつては、指定認定機関）に届け出なければならない。

3　農林水産大臣（指定認定機関が認定を行う場合にあつては、指定認定機関）は、第一項の場所及び期日を定める場合には、前項の届出に係る事項を参酌するものとする。

4　農林水産大臣（指定認定機関が認定を行う場合にあつては、指定認定機関）は、法第四条の規定による農林水産大臣の許可に係る動力漁船につき法第八条の規定による認定をしたときは、その職員に当該認定を受けた者に対し、別記様式第五号の二による認定通知書を交付させるものとする。

### 第三章　漁船の登録

（登録原簿の様式）

**第八条**　法第十条第一項の漁船原簿は、別記様式第六号による。

（登録申請の手続）

**第九条**　法第十条第二項の申請書は、動力漁船にあつては別記様式第七号、無動力漁船にあつては別記様式第八号による。

2　法第十条第二項の申請書には、法第四条第一項又は第二項の許可を受けた動力漁船に係るものにあつては同条第五項の許可の通知書（同条第六項の許可を受けた動力漁船に係るものにあつては同条第五項及び第六項の許可の通知書）、法第八条の規定による認定を受けるべき動力漁船（法第四条の規定による農林水産大臣の許可に係るものに限る。）に係るものにあつては第七条第四

項の認定通知書、総トン数二十トン以上の動力漁船に係るものにあつては船舶原簿に記録されている事項を証明した書面を添付しなければならない。

3　都道府県知事は、総トン数二十トン未満の漁船に係る法第十条第二項の申請書に行政庁の発行した船舶の総トン数の測度に関する証明書を添付させることができる。

4　法第十条第二項の規定による申請が、法第十八条第一項各号又は法第十九条の規定により登録が失効し又は取り消された漁船（法第十八条第二項の規定により登録がなお失効していない漁船を含む。）につき当該登録を受けた都道府県知事にするものであるときは、法第二十条第一項の規定により当該登録票を返納したことを証する書面を添付しなければならない。

（登録票の様式）

**第十条**　法第十二条第一項の登録票は、動力漁船にあつては別記様式第九号、無動力漁船にあつては別記様式第十号による。

（登録票の再交付）

**第十一条**　登録を受けた漁船の所有者がその登録票を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくその登録をした都道府県知事に対し、理由を付して登録票の再交付を申請しなければならない。

2　漁船の使用者がその漁船の所有者でない場合において前項の理由を生じたときは、その使用者は、遅滞なく所有者にその旨を通知しなければならない。

（検認の手続）

**第十一条の二**　登録を受けた漁船及び登録票についての法第十三条の規定による検認は、当該検認を受けるべき者に対し、都道府県知事（指定検認機関が検認を行う場合にあつては、指定検認機関。以下この条において同じ。）が指定した場所及び期日において行うものとする。

2　法第十二条第一項又は法第十七条第三項の規定により登録票の交付を受けた者は、登録票の交付（法第十七条第三項の規定による登録票の交付にあつては、当該変更に際し当該漁船について法第五十条第一項の規定による立入検査があつたものに限る。次項において同じ。）の日又は検認の日から起算して五年を経過する日の一月前までに、法第十三条の規定による検認を受けようとする場所及び期日を都道府県知事に届け出なければならない。

3　都道府県知事は、第一項の場所及び期日を指定する場合には、前項の届出に係る事項を参酌するものとする。この場合において、その期日は、登録票の交付の日又は検認の日から起算して五年を経過した日から六月を超えない期間内でなければならない。

4　都道府県知事は、法第十三条の規定により登録をした漁船及び登録票について検認をしたときは、当該登録票に検認の年月日を記載しなければならない。

（登録票を備え付けなくてもよい場合）

**第十二条**　法第十五条ただし書に規定する正当な理由がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第十八条第二項の規定により登録票が効力を有する場合において、当該登録票を添付して登録を申請しているとき。

二　建造し、又は改造した漁船を建造又は改造後始めてその主たる根拠地まで回航するとき。

三　漁船以外の船舶を航海中に漁船として転用し、これをその転用後始めて本邦の港まで回航するとき。

（登録番号）

**第十三条**　法第十六条の登録番号は、付録に定めるところにより付するものとし、その表示は、別記様式第十一号により船橋又は船首の両側の外部その他最も見やすい場所に鮮明にしなければならない。

（変更の登録の手続）

**第十三条の二**　法第十七条第一項の変更の登録の申請は、文書をもつてしなければならない。

2　前項の文書には、法第四条第一項又は第二項の許可を受けた動力漁船に係るものにあつては同条第五項の許可の通知書（同条第六項の許可を受けた動力漁船に係るものにあつては同条第五項及び第六項の許可の通知書）、法第八条の規定により認定を受けるべき動力漁船（法第四条の規定による農林水産大臣の許可に係るものに限る。）に係るものにあつては第七条第四項の認定通知書、船舶の長さ、幅、深さ又は総トン数を変更するため法第四条第一項又は第二項の許可を受けた総トン数二十トン以上の動力漁船（改造により総トン数二十トン未満となるものを除く。）に係るもの及び改造により総トン数二十トン以上となる動力漁船に係るものにあつては船舶原簿に記録されている事項を証明した書面を添付しなければならない。

3　都道府県知事は、船舶の長さ、幅、深さ又は総トン数を変更するため法第四条第一項又は第二項の許可を受けた総トン数二十トン未満の動力漁船（改造により総トン数二十トン以上となるものを除く。）に係るもの及び改造により総トン数二十トン未満となる動力漁船に係るものにあつては第一項の文書に船舶の総トン数の測度に関する証明書を添付させることができる。

（登録の報告書等の提出）

**第十四条**　都道府県知事は、毎年五月末日までに、前年度における法第十条第一項及び第十七条第三項の規定により行つた登録、法第十八条第一項の規定により効力を失つた登録並びに法第十九条の規定により取り消した登録の報告書を取りまとめ、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、毎年十二月三十一日現在で登録をしている総ての漁船の統計表を翌年二月末日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

## 第四章　漁船に関する検査

（検査事項の種類）

**第十五条**　法第二十五条第一項第二号の機関は、推進機関、補機関及び空気圧縮機、同項第三号の漁ろう設備は、魚群探知機及びうず巻ポンプ、同項第四号の漁獲物の保蔵又は製造の設備は、魚倉の防熱設備及び冷凍設備、同項第五号の電気設備は、発電機、電動機、変圧器及び配電盤、同項第六号の航海測器設備は、磁気コンパス、舶用六分儀、舶用アネロイド気圧計及び船内時計とする。

（設計及び工事の期間中の検査）

**第十六条**　法第二十五条第一項に規定する設計及び工事の期間中の農林水産省令で定める時は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時とする。ただし、同項の規定により検査を依頼された事項の構造及び工法を勘案して必要があると認めるときは、この項本文に規定する時のほか、農林水産大臣が指定する時とする。

一　法第二十五条第一項第一号に掲げる事項に関する検査　基本設計を完成した時

二　法第二十五条第一項第二号から第六号までに掲げる事項の新設計に関する検査　当該新設計を完成した時

三　法第二十五条第一項第二号から第六号までに掲げる事項に関する検査（前号に掲げる検査を除く。）　申請者の希望する時

2　法第二十五条第二項の農林水産省令で定める場合は、設計及び工事の期間中の検査を行う必要がないと農林水産大臣が認めた場合とする。

（検査を行う場所）

**第十七条**　法第二十五条第一項の検査は、当該工事の場所（魚群探知機、冷凍設備及び次条に規定する総合検査のしゆん工時の検査にあつては当該漁船）において行う。ただし、特に依頼があつたときは、他の場所において行うことがある。

2　設計の検査及び法第二十五条第一項第六号の事項の検査は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣の指定する場所において行う。

（依頼手続）

**第十八条**　法第二十五条第一項の検査を依頼しようとする者は、その検査が総合検査（法第二十五条第一項に規定するすべての時に同項各号に掲げるすべての事項について総合して行う検査をいう。）の場合にあつては別記様式第十二号、同項第一号の検査の場合にあつては別記様式第十三

号、同項第二号から第六号までのいずれかに掲げる事項の検査の場合にあつては別記様式第十四号による申請書を提出しなければならない。

2　農林水産大臣が必要があると認めるときは、前項の申請書には、検査を受ける事項についての仕様書及び図面を添付させることがある。

（検査合格証の様式）

**第十九条**　法第二十六条の検査合格証は、別記様式第十五号による。

（検査合格証等の複本）

**第二十条**　農林水産大臣は、法第二十五条第一項の申請者から検査合格証又は検査成績書の複本交付の請求があつたときは、これを交付することがある。

**第二十一条**　削除

（検査の準備）

**第二十二条**　法第二十五条第一項の検査を依頼する者は、検査に必要な準備をするものとする。

## 第五章　漁船に関する試験

（設計及び試験の依頼手続）

**第二十三条**　法第二十七条の規定による漁船等に関する設計又は試験の依頼は、依頼書を農林水産大臣に提出してするものとする。

2　前項の場合には、農林水産大臣は、依頼者に必要な書類の提出を求めることがある。

3　農林水産大臣は、法第二十七条の規定による依頼に応じ設計又は試験を完了したときは、設計図、仕様書、計算書又は成績書を依頼者に送付する。

（設計又は試験の準備）

**第二十四条**　法第二十七条の設計又は試験を依頼する者は、当該設計又は試験に必要な準備をするものとする。

## 第六章　指定認定機関及び指定検認機関

### 第一節　指定認定機関

（指定認定機関の指定の申請）

**第二十五条**　法第二十九条の規定により指定認定機関の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類）

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次の事項を記載した書面

イ　申請者が法人である場合は、役員及び第二十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）

ロ　認定の業務を行おうとする動力漁船の種類

ハ　認定の業務を行おうとする区域

ニ　一年間に認定を行うことができる動力漁船の隻数

ホ　認定を実施する者の氏名及び略歴

ヘ　認定以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要

五　申請者が法第三十条各号に該当しないことを明らかにする書面

六　申請者が第二十八条の基準に適合していることを明らかにする書面

（認定を実施する者の条件及び数）

**第二十六条**　法第三十一条第一号の農林水産省令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当することとし、同号の農林水産省令で定める数は、二名とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において工学の課程を修めて卒業した者であること。

二　船舶又は船舶用機関、船舶用機械その他の船舶用施設に関する製造、改造又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査の業務に一年以上従事した経験を有する者であること。

三　前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると農林水産大臣又は都道府県知事が認める者であること。

（指定認定機関の構成員）

**第二十七条**　法第三十一条第二号の農林水産省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　一般社団法人、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社　社員

二　商法第五十三条の株式会社　株主

三　その他の法人　当該法人の種類に応じて前二号に掲げる者に準ずる者

（認定が不公正になるおそれがないものとして定める基準）

**第二十八条**　法第三十一条第三号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

二　認定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三　前二号に掲げるもののほか、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（指定認定機関の指定の更新に係る準用）

**第二十九条**　第二十五条から前条までの規定は、法第三十三条第一項の規定による指定認定機関の指定の更新について準用する。この場合において、第二十五条中「法第二十九条」とあるのは「法第三十三条第二項において準用する法第二十九条」と、第二十六条中「法第三十一条第一号」とあるのは「法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一号」と、第二十七条中「法第三十一条第二号」とあるのは「法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第二号」と、前条中「法第三十一条第三号」とあるのは「法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第三号」と読み替えるものとする。

（指定認定機関による認定の報告）

**第三十条**　指定認定機関は、認定を行つたときは、遅滞なく、第七条第四項の認定通知書の副本を農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（指定認定機関の業務規程の記載事項）

**第三十一条**　法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　認定の業務を行う動力漁船の種類

二　認定の業務を行う区域に関する事項

三　認定の業務を行う時間及び休日に関する事項

四　認定の業務の実施方法に関する事項

五　認定通知書の交付に関する事項

六　認定の業務を行う組織に関する事項

七　認定を実施する者の選任及び解任に関する事項

八　手数料を収納する場合にあつては、その方法に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、認定の業務に関し必要な事項

（指定認定機関の帳簿）

**第三十二条**　指定認定機関は、次項に掲げる事項を記載した帳簿を、認定を行つた日の属する事業年度の末日から六年を経過する日まで保存しなければならない。

2　法第三十八条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定の申請をした者の氏名又は名称及び住所

二　認定の申請を受けた年月日

三　認定を行つた動力漁船に係る次の事項

イ　法第四条の規定による許可の番号及び許可年月日

ロ　船名

ハ　漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地
ニ　総トン数
ホ　動力漁船の長さ、幅及び深さ
ヘ　船質
ト　造船所の名称及び所在地
チ　推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径
四　認定を実施した者の氏名
五　認定を行った年月日及び場所

（認定の業務の休廃止の届出）

**第三十三条**　法第四十条第一項の規定による届出は、認定の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、別記様式第十六号による届出書を農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

（認定の業務の引継ぎ）

**第三十四条**　法第四十五条第三項に規定する場合にあつては、指定認定機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき認定の業務を農林水産大臣又は都道府県知事に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき認定の業務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣又は都道府県知事に引き渡すこと。
三　その他農林水産大臣又は都道府県知事が認定の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

## 第二節　指定検認機関

（指定検認機関の指定の申請）

**第三十五条**　法第四十六条の規定により指定検認機関の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類）
二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　次の事項を記載した書面
イ　申請者が法人である場合は、役員及び第三十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）
ロ　検認の業務を行おうとする漁船の種類
ハ　検認の業務を行おうとする区域
ニ　一年間に検認を行うことができる漁船の隻数
ホ　検認を実施する者の氏名及び略歴
ヘ　検認以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要
五　申請者が法第四十七条において準用する法第三十条各号に該当しないことを明らかにする書面
六　申請者が第三十八条の基準に適合していることを明らかにする書面

（検認を実施する者の条件及び数）

**第三十六条**　法第四十七条において準用する法第三十一条第一号の農林水産省令で定める条件は、第二十六条各号のいずれかに該当することとし、同号の農林水産省令で定める数は、二名とする。

（指定検認機関の構成員）

**第三十七条**　法第四十七条において準用する法第三十一条第二号の農林水産省令で定める構成員は、第二十七条各号に掲げる法人の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（検認が不公正になるおそれがないものとして定める基準）

**第三十八条**　法第四十七条において準用する法第三十一条第三号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
二　検認を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
三　前二号に掲げるもののほか、検認の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（指定検認機関の指定の更新に係る準用）

**第三十九条**　第三十五条から前条までの規定は、法第四十七条において準用する法第三十三条第一項の規定による指定検認機関の指定の更新について準用する。この場合において、第三十五条中「法第四十六条」とあるのは「法第四十七条において準用する法第三十三条第二項において準用する法第二十九条」と、第三十六条中「法第三十一条第一号」とあるのは「法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第二号」と、第三十七条中「法第三十一条第二号」とあるのは「法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第二号」と、前条中「法第三十一条第三号」とあるのは「法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第三号」と読み替えるものとする。

（指定検認機関による検認の報告）

**第四十条**　指定検認機関は、検認を行つたときは、遅滞なく、別記様式第十七号の検認報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（指定検認機関の業務規程の記載事項）

**第四十一条**　法第四十七条において準用する法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　検認の業務を行う漁船の種類
二　検認の業務を行う区域に関する事項
三　検認の業務を行う時間及び休日に関する事項
四　検認の業務の実施方法に関する事項
五　検認の業務を行う組織に関する事項
六　検認を実施する者の選任及び解任に関する事項
七　手数料を収納する場合にあつては、その方法に関する事項
八　前各号に掲げるもののほか、検認の業務に関し必要な事項

（指定検認機関の帳簿）

**第四十二条**　指定検認機関は、次項に掲げる事項を記載した帳簿を、検認を行つた日の属する事業年度の末日から六年を経過する日まで保存しなければならない。

2　法第四十七条において準用する法第三十八条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　検認の申請をした者の氏名又は名称及び住所
二　検認の申請を受けた年月日
三　検認を行つた動力漁船に係る次の事項
イ　登録番号及び登録年月日
ロ　船名
ハ　総トン数
ニ　船舶の長さ、幅及び深さ
ホ　船質
ヘ　進水年月日
ト　造船所の名称及び所在地
チ　推進機関の種類及び馬力数
リ　無線電波の型式及び空中線電力
ヌ　漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
ル　主たる根拠地
ヲ　漁業種類又は用途
四　検認を実施した者の氏名

五　検認を行つた年月日及び場所
六　検認の結果
（検認の業務の休廃止の届出）
**第四十三条**　法第四十七条において準用する法第四十条第一項の規定による届出は、検認の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、別記様式第十八号による届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。
（検認の業務の引継ぎ）
**第四十四条**　法第四十七条において準用する法第四十五条第三項に規定する場合にあつては、指定検認機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　引き継ぐべき検認の業務を都道府県知事に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき検認の業務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き渡すこと。
三　その他都道府県知事が検認の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

## 第七章　雑則

（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）
**第四十五条**　漁船法施行令（平成十三年政令第三百七号）第二条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第四十八条第一項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。
（立入検査の職員の証票）
**第四十六条**　法第五十条第四項の証票は、別記様式第十九号による。
（手数料）
**第四十七条**　法第五十二条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表のとおりとする。

| 検査事項の種類 | | 手数料 |
|---|---|---|
| 一　木船及びFRP製漁船の船体（一隻につき） | 総トン数二〇トン未満のもの　新造の場合 | 二二、八〇〇円 |
| | 総トン数二〇トン以上五〇トン未満のもの　新造の場合 | 三七、五〇〇円 |
| | 総トン数二〇トン以上五〇トン未満のもの　改造の場合 | 一八、七〇〇円 |
| | 総トン数五〇トン以上一〇〇トン未満のもの　新造の場合 | 六〇、五〇〇円 |
| | 総トン数五〇トン以上一〇〇トン未満のもの　改造の場合 | 三〇、二〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン以上のもの　新造の場合 | 九四、八〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン以上のもの　改造の場合 | 四七、四〇〇円 |
| 鋼船の船体（一隻につき） | 総トン数一〇〇トン未満のもの　新造の場合 | 八八、二〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン未満のもの　改造の場合 | 四四、〇〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン以上二〇〇トン未満のもの　新造の場合 | 一三二、六〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン以上二〇〇トン未満のもの　改造の場合 | 六六、三〇〇円 |
| | 総トン数二〇〇トン以上五〇〇トン未満のもの　新造の場合 | 一九一、四〇〇円 |
| | 総トン数二〇〇トン以上五〇〇トン未満のもの　改造の場合 | 九五、六〇〇円 |
| | 総トン数五〇〇トン以上八〇〇トン未満のもの　新造の場合 | 二四八、七〇〇円 |
| | 総トン数五〇〇トン以上八〇〇トン未満のもの　改造の場合 | 一二四、三〇〇円 |
| | 総トン数八〇〇トン以上のもの　新造の場合 | 二八九、八〇〇円 |
| | 総トン数八〇〇トン以上のもの　改造の場合 | 一四四、九〇〇円 |
| 二　推進機関及び補機（一台につき） | 計画出力八・八キロワット未満のもの | 六、三〇〇円 |
| | 計画出力八・八キロワット以上四キロワット未満のもの | 一〇、五〇〇円 |
| | 計画出力四キロワット以上八八キロワット未満のもの | 一四、五〇〇円 |
| | 計画出力八八キロワット以上一九一キロワット未満のもの | 二五、三〇〇円 |
| | 計画出力一九一キロワット以上三六八キロワット未満のもの | 三七、五〇〇円 |
| | 計画出力三六八キロワット以上七三六キロワット未満のもの | 五七、九〇〇円 |
| | 計画出力七三六キロワット以上一、一〇三キロワット未満のもの | 七四、四〇〇円 |
| | 計画出力一、一〇三キロワット以上二、二〇七キロワット未満のもの | 一一二、〇〇〇円 |
| | 計画出力二、二〇七キロワット以上のもの | 一四八、八〇〇円 |
| 三　空気圧縮機（一台につき） | 原動機出力四・五キロワット以上七・五キロワット未満のもの | 一四、五〇〇円 |
| | 原動機出力七・五キロワット以上のもの | 二二、八〇〇円 |
| 四　魚群探知機（一台につき） | | 二八、五〇〇円 |
| 五　うず巻ポンプ（一台につき） | | 六、三〇〇円 |
| 六　魚倉の防熱設備（一隻につき） | | 二八、五〇〇円 |
| 七　冷凍設備（一式につき） | 冷凍能力五トン以上二五トン未満のもの | 三七、五〇〇円 |
| | 冷凍能力二五トン以上五〇トン未満のもの | 五七、九〇〇円 |
| | 冷凍能力五〇トン以上七五トン未満のもの | 七四、四〇〇円 |
| | 冷凍能力七五トン以上一〇〇トン未満のもの | 九四、八〇〇円 |
| | 冷凍能力一〇〇トン以上一五〇トン未満のもの | 一一二、〇〇〇円 |
| | 冷凍能力一五〇トン以上二〇〇トン未満のもの | 一三二、六〇〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 冷凍能力二〇〇トン以上のもの | 一四八、八〇〇円 |
| 八　発電機（一台につき） | 定格出力五キロワット未満又は六キロボルトアンペア未満のもの | 四、八〇〇円 |
| | 定格出力五キロワット以上二〇キロワット未満又は六キロボルトアンペア未満のもの | 六、三〇〇円 |
| | 定格出力二〇キロワット以上五〇キロワット未満又は二五キロボルトアンペア以上六〇キロボルトアンペア未満のもの | 八、〇〇〇円 |
| | 定格出力五〇キロワット以上一〇〇キロワット未満又は六〇キロボルトアンペア以上一二五キロボルトアンペア未満のもの | 一〇、五〇〇円 |
| | 定格出力一〇〇キロワット以上又は一二五キロボルトアンペア以上のもの | 一一、三〇〇円 |
| 九　電動機（一台につき） | 定格出力三・七キロワット未満のもの | 四、八〇〇円 |
| | 定格出力三・七キロワット以上一五キロワット未満のもの | 六、三〇〇円 |
| | 定格出力一五キロワット以上五〇キロワット未満のもの | 八、〇〇〇円 |
| | 定格出力五〇キロワット以上一〇〇キロワット未満のもの | 一〇、五〇〇円 |
| | 定格出力一〇〇キロワット以上のもの | 一一、三〇〇円 |
| 十　変圧器（一台につき） | 定格出力六キロボルトアンペア未満のもの | 四、八〇〇円 |
| | 定格出力六キロボルトアンペア以上二五キロボルトアンペア未満のもの | 六、三〇〇円 |
| | 定格出力二五キロボルトアンペア以上のもの | 七、二〇〇円 |
| 十一　配電盤（一台につき） | 定格出力一〇〇キロワット未満又は一二五キロボルトアンペア未満のもの | 四、八〇〇円 |
| | 定格出力一〇〇キロワット以上又は一二五キロボルトアンペア以上のもの | 六、三〇〇円 |
| 十二　磁気コンパス（一台につき） | 甲型Ｂ | 一一、三〇〇円 |
| | 乙型Ａ | 六、三〇〇円 |
| | 乙型Ｂ | 四、八〇〇円 |
| 十三　舶用六分儀（一台につき） | | 三、一五〇円 |
| 十四　舶用アネロイド気圧計（一台につき） | | 四、八〇〇円 |
| 十五　船内時計（一台につき） | | 三、一五〇円 |
| 十六　木船及びＦＲＰ製漁船の総合検査（一隻につき） | 総トン数二〇トン以上五〇トン未満のもの | 七四、四〇〇円 |
| | 総トン数五〇トン以上一〇〇トン未満のもの | 一二四、三〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン以上のもの | 一七一、八〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン未満のもの | 二二七、五〇〇円 |
| | 総トン数一〇〇トン以上二〇〇トン未満のもの | 二〇七、八〇〇円 |
| | 総トン数二〇〇トン以上五〇〇トン未満のもの | 二八九、八〇〇円 |
| | 総トン数五〇〇トン以上八〇〇トン未満のもの | 三九二、八〇〇円 |
| | 総トン数八〇〇トン以上のもの | 五七八、〇〇〇円 |
| 鋼船の総合検査（一隻につき） | | 六八二、七〇〇円 |

備考　魚倉の防熱設備と船体との双方について検査を依頼した場合の検査手数料については、魚倉の防熱設備の手数料は、納付することを要しない。

2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十八条第一項の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 表一の項 | | |
|---|---|---|
| | 二二、八〇〇円 | 二二、五〇〇円 |
| | 一一、三〇〇円 | 一一、一〇〇円 |
| | 三七、五〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | 一八、七〇〇円 | 一八、五〇〇円 |
| | 六〇、五〇〇円 | 五九、七〇〇円 |
| | 三〇、二〇〇円 | 二九、八〇〇円 |
| | 九四、八〇〇円 | 九三、六〇〇円 |
| | 四七、四〇〇円 | 四六、八〇〇円 |
| | 八八、二〇〇円 | 八七、〇〇〇円 |
| | 四四、〇〇〇円 | 四三、四〇〇円 |
| | 一三二、六〇〇円 | 一三〇、八〇〇円 |
| | 六六、三〇〇円 | 六五、四〇〇円 |
| | 一九一、四〇〇円 | 一八八、八〇〇円 |
| | 九五、六〇〇円 | 九四、三〇〇円 |
| | 二四八、七〇〇円 | 二四五、三〇〇円 |
| | 一二四、三〇〇円 | 一二二、六〇〇円 |
| | 二八九、八〇〇円 | 二八五、九〇〇円 |
| | 一四四、九〇〇円 | 一四二、九〇〇円 |
| 表二の項 | 六、三〇〇円 | 六、二〇〇円 |
| | 一〇、五〇〇円 | 一〇、三〇〇円 |
| | 一四、五〇〇円 | 一四、三〇〇円 |
| | 二五、三〇〇円 | 二四、九〇〇円 |
| | 三七、五〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | 五七、九〇〇円 | 五七、一〇〇円 |
| | 七四、四〇〇円 | 七三、四〇〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 一一二、〇〇〇円 | 一一〇、五〇〇円 |
| | 一四八、八〇〇円 | 一四六、八〇〇円 |
| 表三の項 | 七、二〇〇円 | 七、一〇〇円 |
| | 一四、五〇〇円 | 一四、三〇〇円 |
| | 二二、八〇〇円 | 二二、五〇〇円 |
| 表四の項 | 二八、五〇〇円 | 二八、二〇〇円 |
| 表五の項 | 六、三〇〇円 | 六、二〇〇円 |
| 表六の項 | 二八、五〇〇円 | 二八、二〇〇円 |
| 表七の項 | 二五、三〇〇円 | 二四、九〇〇円 |
| | 三七、五〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | 五七、九〇〇円 | 五七、一〇〇円 |
| | 七四、四〇〇円 | 七三、四〇〇円 |
| | 九四、八〇〇円 | 九三、六〇〇円 |
| | 一一二、〇〇〇円 | 一一〇、五〇〇円 |
| | 一三二、六〇〇円 | 一三〇、八〇〇円 |
| | 一四八、八〇〇円 | 一四六、八〇〇円 |
| 表八の項 | 四、八〇〇円 | 四、七〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 六、二〇〇円 |
| | 八、〇〇〇円 | 七、九〇〇円 |
| | 一〇、五〇〇円 | 一〇、三〇〇円 |
| | 一一、三〇〇円 | 一一、一〇〇円 |
| 表九の項 | 四、八〇〇円 | 四、七〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 六、二〇〇円 |
| | 八、〇〇〇円 | 七、九〇〇円 |
| | 一〇、五〇〇円 | 一〇、三〇〇円 |
| | 一一、三〇〇円 | 一一、一〇〇円 |
| 表十の項 | 四、八〇〇円 | 四、七〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 六、二〇〇円 |
| | 七、二〇〇円 | 七、一〇〇円 |
| 表十一の項 | 四、八〇〇円 | 四、七〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 六、二〇〇円 |
| 表十二の項 | 一一、三〇〇円 | 一一、一〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 六、二〇〇円 |
| | 四、八〇〇円 | 四、七〇〇円 |
| | 三、一五〇円 | 三、一〇〇円 |
| 表十三の項 | 四、八〇〇円 | 四、七〇〇円 |
| 表十四の項 | 三、一五〇円 | 三、一〇〇円 |
| 表十五の項 | 三、一五〇円 | 三、一〇〇円 |
| 表十六の項 | 七四、四〇〇円 | 七三、四〇〇円 |
| | 一二四、三〇〇円 | 一二二、六〇〇円 |
| | 一七一、八〇〇円 | 一六九、四〇〇円 |
| | 二二七、五〇〇円 | 二二四、四〇〇円 |
| | 二〇七、八〇〇円 | 二〇五、〇〇〇円 |
| | 二八九、八〇〇円 | 二八五、九〇〇円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 三九二、八〇〇円 | 三八七、五〇〇円 |
| | | 五七八、〇〇〇円 | 五七〇、二〇〇円 |
| | | 六八二、七〇〇円 | 六七三、四〇〇円 |

3　法第五十二条第一項の手数料は、前項の額の収入印紙を第十八条第一項の申請書に貼り付けて納付するものとする。

**附　則**

1　この省令は漁船法施行の日（昭和二十五年八月十二日）から施行する。

**附　則（昭和二六年三月三一日農林省令第一六号）　抄**

1　この省令は、漁船法の一部を改正する法律の施行の日（昭和二十六年四月一日）から施行する。

3　この省令の施行前に改正前の第九条又は第十四条の規定によつてした手続その他の行為は、改正後の相当規定に基いてしたものとみなす。

**附　則（昭和二六年一一月一五日農林省令第七六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和二八年一二月一六日農林省令第六九号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和三〇年五月一〇日農林省令第二〇号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和三六年一二月二七日農林省令第六二号）**

1　この省令は、昭和三十七年一月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に交付されている漁船法第十一条の登録票の様式については、なお従前の例による。

**附　則（昭和三七年八月三一日農林省令第四五号）**

1　この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　この省令の施行の日の前日までに提出された漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号。以下「法」という。）第三条の二第三項の申請書に基づく許可に係る漁船の深さ及び推進機関の馬力数については、この省令による改正後の第一条第四項、第七項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日の前日までに提出された法第九条第二項及び法第十四条第一項の申請書の添付書類については、この省令による改正後の第九条第二項及び第十三条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附　則（昭和三八年一月三一日農林省令第七号）　抄**

1　この省令は、昭和三十八年二月一日から施行する。

**附　則（昭和三九年一〇月二二日農林省令第四七号）**

1　この省令は、昭和四十年一月一日から施行する。

2　この省令の施行前に改正前の第十一条の二第二項の規定により都道府県知事が指定した期日は、改正後の第十一条の二第二項の規定により指定したものとみなす。

3　この省令の施行前に改正前の第十一条の二第三項の規定によりされた申請は、改正後の第十一条の二第三項又は第四項の規定によりされたものとみなす。

**附　則（昭和四一年三月三〇日農林省令第一四号）**

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

**附　則（昭和四二年四月一〇日農林省令第一二号）　抄**

1　この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和四五年六月一日農林省令第二四号）　抄**

1　この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（昭和四七年五月一三日農林省令第二九号）　抄**

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

**附　則**（昭和四八年六月二五日農林省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則**（昭和四八年一〇月三〇日農林省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則**（昭和五〇年三月一三日農林省令第六号）

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

**附　則**（昭和五三年三月一五日農林省令第八号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

**附　則**（昭和五三年五月一日農林省令第三二号）

この省令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

**附　則**（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）　抄

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

**附　則**（昭和五六年三月一一日農林水産省令第五号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

**附　則**（昭和五六年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、昭和五十六年六月十日から施行する。

**附　則**（昭和五七年七月六日農林水産省令第二三号）

1　この省令は、昭和五十七年七月十八日から施行する。

2　この省令の施行の日の前日までに提出された漁船法（以下「法」という。）第三条の二第三項の申請書に基づく許可に係る漁船又は法第九条第二項の申請書に基づく登録に係る漁船（法第三条の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものを除く。）の推進機関の馬力数については、この省令による改正後の第一条第七項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日の前日までに法第九条第一項の規定により登録を受けた漁船（法第三条の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものに限る。）の推進機関が、この省令の施行の日から二年を経過する日までに法第三条の二第一項又は第二項の規定により改造の許可を受けた漁船（この省令の施行の日の前日までに法第三条の二第三項の申請書が提出されたものを除く。）に据え付けられる場合の当該漁船の推進機関の馬力数については、この省令による改正後の第一条第七項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附　則**（昭和五八年一二月二六日農林水産省令第五六号）

1　この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に登録を受けている動力漁船につき交付されている登録票は、改正後の別記様式第六号による漁船原簿又は別記様式第九号による登録票とみなす。

**附　則**（昭和五九年三月二三日農林水産省令第七号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

**附　則**（昭和五九年六月二九日農林水産省令第二六号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

**附　則**（昭和六二年三月二五日農林水産省令第三号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附　則**（昭和六三年一二月二四日農林水産省令第六二号）

1　この省令は、昭和六十四年二月一日から施行する。

2　この省令の施行の日の前日までに提出された漁船法（以下「法」という。）第三条の二第三項の申請書に基づく許可に係る漁船又は法第九条第二項の申請書に基づく登録に係る漁船（法第三条の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものを除く。）の推進機関の馬力数については、この省令による改正後の附録第一にかかわらず、なお従前の例による。

3　法第九条の漁船原簿及び法第十一条の登録票の様式については、昭和六十四年九月三十日までは、改正後の別記様式第六号、別記様式第九号及び別記様式第十号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　この省令の施行の際現に登録を受けている漁船に関する漁船原簿又は登録を受けている漁船につき交付されている登録票及び前項の規定により従前の例によって登録を受けた漁船に関する漁船原簿又は交付された登録票は、改正後の別記様式第六号による漁船原簿又は別記様式第九号及び別記様式第十号による登録票とみなす。

**附　則**（平成元年三月九日農林水産省令第九号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　昭和六十四年一月七日以前に漁船法第二十二条の規定に基づき行った検査に係る検査合格証は、改正前の漁船法施行規則別記様式第十五号による。

**附　則**（平成元年三月二七日農林水産省令第一二号）　抄

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

**附　則**（平成三年三月二〇日農林水産省令第八号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

**附　則**（平成五年四月一日農林水産省令第一二号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3　平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附　則**（平成六年三月二四日農林水産省令第九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

**附　則**（平成六年三月三〇日農林水産省令第二〇号）

1　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附　則**（平成九年三月二八日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

**附　則**（平成九年六月五日農林水産省令第三七号）

1　この省令は、平成九年八月一日から施行する。

2　この省令の施行の日の前日までに提出された漁船法（以下「法」という。）第三条の二第三項の申請書に基づく許可に係る漁船又は法第九条第二項の申請書に基づく登録に係る漁船（法第三

条の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものを除く。）の推進機関の馬力数については、この省令による改正後の付録第一にかかわらず、なお従前の例による。

**附　則（平成九年九月二九日農林水産省令第六八号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、平成九年十月一日から施行する。

**附　則（平成一一年九月二九日農林水産省令第六二号）**

1　この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

2　平成十一年九月三十日までに提出された漁船法（以下「法」という。）第三条の二第三項の申請書に係る許可に係る漁船又は法第九条第二項の申請書に係る登録に係る漁船（法第三条の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものを除く。）の推進機関の馬力数については、この省令による改正後の第一条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附　則（平成一二年一月三一日農林水産省令第五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附　則（平成一二年三月二四日農林水産省令第三〇号）**

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附　則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附　則（平成一三年一二月二七日農林水産省令第一五三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前に提出された漁船法の一部を改正する法律による改正前の漁船法（以下「旧法」という。）第三条の二第三項の申請書に基づく許可に係る漁船又は旧法第九条第二項の申請書に基づく登録に係る漁船（旧法第三条の二第一項又は第二項の規定による許可に係るものを除く。）の推進機関についての推進機関の馬力数は、この省令による改正後の第一条第七項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行後に前項に規定する漁船の推進機関が他の漁船に据え付けられる場合の当該他の漁船の推進機関についての推進機関の馬力数は、この省令による改正後の第一条第七項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条**　第八条に規定する漁船原簿の様式については、平成十五年九月三十日までは、改正後の別記様式第六号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に登録を受けている漁船に関する漁船原簿及び前項の規定により従前の例によって登録を受けた漁船に関する漁船原簿は、改正後の別記様式第六号による漁船原簿とみなす。

**附　則（平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号）**

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

**附　則（平成一六年三月三〇日農林水産省令第二九号）**

1　この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2　平成十六年三月三十一日以前に交付された船舶原簿の謄本は、この省令による改正後の第九条第二項及び第十三条の二第二項に規定する船舶原簿に記録されている事項を証明した書面とみなす。

**附　則（平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）**

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

**附　則（平成一九年五月一日農林水産省令第四九号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の漁船法施行規則別記様式第十九号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の漁船法施行規則別記様式第十九号によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

**附　則（平成二七年四月一日農林水産省令第三六号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十七年四月十一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前にこの省令による改正前の漁船法施行規則第十四条第一項の規定によりされた平成二十六年度の各月中の登録（漁船法第十条第一項及び第十七条第三項の規定により行った登録、同法第十八条第一項の規定により効力を失った登録並びに同法第十九条の規定により取り消した登録をいう。以下同じ。）の報告書の提出は、この省令による改正後の漁船法施行規則第十四条第一項の規定によりされた平成二十六年度における登録の報告書の提出とみなす。

**附　則（平成二八年三月三一日農林水産省令第二三号）**

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附　則（平成二八年八月二九日農林水産省令第五三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二四号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附　則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（令和元年一二月一六日農林水産省令第四七号）**

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附　則（令和二年七月八日農林水産省令第四九号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

**附　則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**付録（第十三条関係）**

一　漁船の登録番号は、当該登録に係る都道府県の識別標、漁船の等級標、横線及び漁船の番号を組み合せたものとし、その組み合せ例は、左の通りとする。

ＴＫ３―１２３４

二　前号の例において頭書のローマ字は、当該登録に係る都道府県の識別標であつて左の甲表に掲げる通りとし、ローマ字のつぎの数字は、漁船の等級標であつて左の乙表に掲げる通りとし、横線のつぎの数字は漁船の番号であつて当該登録に係る都道府県ごと及び漁船の等級ごとに一貫番号で定められるものとする。

甲表

| 都道府県名 | 識別標 | 都道府県名 | 識別標 |
|---|---|---|---|
| 北海道 | ＨＫ | 滋賀 | ＳＧ |
| 青森 | ＡＭ | 京都 | ＫＴ |
| 岩手 | ＩＴ | 大阪 | ＯＳ |
| 宮城 | ＭＧ | 兵庫 | ＨＧ |
| 秋田 | ＡＴ | 奈良 | ＮＲ |
| 山形 | ＹＭ | 和歌山 | ＷＫ |
| 福島 | ＦＳ | 鳥取 | ＴＴ |
| 茨城 | ＩＧ | 島根 | ＳＮ |
| 栃木 | ＴＧ | 岡山 | ＯＹ |
| 群馬 | ＧＭ | 広島 | ＨＳ |
| 埼玉 | ＳＴ | 山口 | ＹＧ |
| 千葉 | ＣＢ | 徳島 | ＴＯ |
| 東京 | ＴＫ | 香川 | ＫＡ |
| 神奈川 | ＫＮ | 愛媛 | ＥＨ |
| 新潟 | ＮＧ | 高知 | ＫＯ |
| 富山 | ＴＹ | 福岡 | ＦＯ |
| 石川 | ＩＫ | 佐賀 | ＳＡ |
| 福井 | ＦＫ | 長崎 | ＮＳ |
| 山梨 | ＹＮ | 熊本 | ＫＭ |
| 長野 | ＮＮ | 大分 | ＯＴ |
| 岐阜 | ＧＦ | 宮崎 | ＭＺ |
| 静岡 | ＳＯ | 鹿児島 | ＫＧ |
| 愛知 | ＡＣ | 沖縄 | ＯＮ |
| 三重 | ＭＥ | | |

乙表

| 等級標 | |
|---|---|
| 1 | 一　海水面において使用する漁船<br>総トン数百トン以上の動力漁船 |
| 2 | 総トン数百トン未満五トン以上の動力漁船 |
| 3 | 総トン数五トン未満の動力漁船 |
| 4 | 総トン数五トン以上の無動力漁船 |
| 5 | 総トン数五トン未満の無動力漁船 |
| | 二　淡水面において使用する漁船 |
| 6 | 動力漁船 |
| 7 | 無動力漁船 |

別記

様式第一号（第二条関係）

様式第一号（第二条関係）

漁　船　建　造　許　可　申　請　書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿
（都道府県知事　　殿）

住　　所
氏名又は名称

下記により動力漁船の建造の許可を受けたいので、漁船法第４条第３項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　船　名
2　漁業種類又は用途
3　操業区域
4　主たる根拠地
5　計画総トン数
6　船舶の長さ、幅及び深さ
7　船　質
8　建造を行う造船所の名称及び所在地
9　推進機関の種類、馬力数並びにシリンダの数及び直径
10　推進機関の製作所の名称及び所在地
11　起工、進水及びしゆん工の予定期日
　起　工　　年　月　日
　進　水　　年　月　日
　しゆん工　　年　月　日
12　建造に要する費用及びその調達方法の概要
　船　体　　円　　無線設備　　円
　推進機関　　円　　ぎ　装　　円
　冷凍設備　　円　　そ の 他　　円
　合　計　　円
　自己資金　　円
　借 入 金　　円　借 入 先
13　建造を必要とする事情

様式第二号（第二条関係）

様式第二号（第二条関係）

漁　船　改　造　許　可　申　請　書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿
（都道府県知事　　殿）

住　　所
氏名又は名称

下記により動力漁船の改造の許可を受けたいので、漁船法第４条第３項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　改造計画

| 事　　項 | 改　造　前 | 改　造　後 |
|---|---|---|
| 船名 | | |
| 漁業種類又は用途 | | |
| 操業区域 | | |
| 主たる根拠地 | | |
| 総トン数 | | |
| 船舶の長さ | | |
| 船舶の幅 | | |
| 船舶の深さ | | |
| 推進機関の種類 | | |
| 推進機関の馬力数 | | |
| シリンダの数及び直径 | | |

2　船　質
3　改造を行う造船所の名称及び所在地
4　推進機関の製作所の名称及び所在地
5　改造工事の着手及び完成の予定期日
　着　手　　年　月　日
　完　成　　年　月　日
6　改造に要する費用及びその調達方法の概要
　船　体　　円
　推進機関　　円
　そ の 他　　円
　合　計　　円
　自己資金　　円
　借 入 金　　円　借 入 先
7　改造を必要とする事情

## 様式第三号（第二条関係）

様式第三号（第二条関係）

漁　船　転　用　許　可　申　請　書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿
（都道府県知事　　殿）

住　　所
氏名又は名称

下記により動力漁船の転用の許可を受けたいので、漁船法第４条第３項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　船　名　　転用前
　　転用後
2　漁業種類又は用途　　転用前
　　転用後
3　操業区域
4　主たる根拠地
5　総トン数
6　船舶の長さ、幅及び深さ
7　船　質
8　造船所の名称及び所在地
9　進水年月日　　年　　月　　日
10　推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径
11　推進機関の製作所の名称及び所在地
12　転用の予定期日　年　　月　　日
13　転用に要する費用及びその調達方法の概要
　費　　用　　円
　自己資金　　円
　借入金　　円　借入先
14　転用を必要とする事情

## 様式第四号　削除

## 様式第五号（第五条関係）

様式第五号（第五条関係）

漁船建造（改造・転用）計画変更許可申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿
（都道府県知事　　殿）

住　　所
氏名又は名称

下記により建造（改造・転用）許可を受けた漁船の建造（改造・転用）の許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、漁船法施行規則第５条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　建造（改造・転用）許可の番号及び許可年月日
　許可番号
　許可年月日　　年　　月　　日
2　船　名
3　建造（改造・転用）の許可に係る事項

| 事　　項 | 現許可事項 | 変更申請事項 |
|---|---|---|
| 漁業種類又は用途<br>操業区域<br>主たる根拠地<br>計画総トン数<br>船舶の長さ<br>船舶の幅<br>船舶の深さ<br>船質<br>造船所の名称及び所在地<br>推進機関の種類及び馬力数<br>シリンダの数及び直径 | | |

4　推進機関の製作所の名称
5　変更を必要とする事情

様式第五号の二（第七条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第五号の二（第七条関係）

漁船認定通知書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 建造（改造）許可番号及び年月日 | 漁船　第　　号　　年　月　日 | | | |
| 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所 | | | | |
| 船名 | | | | |
| 項目 | | 許可事項 | 認定事項 | 備考 |
| 漁業種類又は用途 | | | | |
| 操業区域 | | | | |
| 主たる根拠地 | | | | |
| 船体 | 船質 | | | |
| | 総トン数 | トン | トン | |
| | 長さ | m | m | |
| | 幅 | m | m | |
| | 深さ | m | m | |
| | 造船所の名称及び所在地 | | | |
| 推進機関 | 種類 | | | |
| | 馬力数 | | | |
| | シリンダの数及び直径 | ×　mm | ×　mm | |
| 特殊設備及び性能 | | | | |

この漁船は、上記のとおり漁船法第８条の規定による認定があったので、漁船法施行規則第７条第４項の規定により通知する。

年　月　日

認定番号　第　号

水産庁資源管理部漁業取締課長　氏　名

（指定認定機関名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 認定に従事した職員 | （官職）　氏名 | | |
| 認定場所 | | 認定年月日 | 年　月　日 |

様式第六号（第八条関係）

漁船原簿（第　葉）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 登録番号 | | | |
| 船名 | | | |
| 所有者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 使用者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 漁業種類又は用途 | | | |
| 主たる根拠地 | | | |
| 船体 | 総トン数 | トン | トン |
| | 長さ×幅×深さ | m×　m×　m | m×　m×　m |
| 推進機関 | 種類 | | |
| | 馬力数 | | |
| 無線電波の型式及び空中線電力 | 電信 | | |
| | 電話 | | |
| 登録年月日 | | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 登録理由その他の記事 | | | |
| 造船所 | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| 船質 | | | |
| 進水年月日 | | 年　月　日 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 検認年月日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 次回検認届出期限 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |

様式第七号（第九条関係）

様式第七号（第九条関係）

動　力　漁　船　登　録　申　請　書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住　　所
氏名又は名称

下記により漁船の登録を受けたいので、漁船法第１０条第２項の規定により申請します。

記

1　船　名
2　漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
3　漁業種類又は用途
4　主たる根拠地
5　船　質
6　総トン数
7　船舶の長さ、幅及び深さ
8　推進機関の種類及び馬力数
9　無線電波の型式及び空中線電力
10　造船所の名称及び所在地
11　進水年月日
12　登録の原因

備考　船名並びに申請者及び使用者の氏名又は名称には、ふりがなを付けること。

様式第八号（第九条関係）

様式第八号（第九条関係）

無　動　力　漁　船　登　録　申　請　書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住　　所
氏名又は名称

下記により漁船の登録を受けたいので、漁船法第１０条第２項の規定により申請します。

記

1　船　名
2　使用者の氏名又は名称及び住所
3　漁業種類又は用途
4　主たる根拠地
5　船　質
6　総トン数
7　船舶の長さ、幅及び深さ
8　進水年月日
9　造船所の名称及び所在地
10　登録の原因

備考　船名並びに申請者及び使用者の氏名又は名称には、ふりがなを付けること。

様式第九号（第十条関係）

| 検　認　欄 | |
|---|---|
| 1 | 2 |
| 3 | 4 |
| 5 | 6 |
| 7 | 8 |

（裏　面）

備　考
　検認欄には、検認の年月日、次回検認届出期限及び検認をした都道府県名（指定検認機関が検認を行う場合にあつては、指定検認機関名）を記載すること。

| 動力漁船登録票 | | 登録番号 | |
|---|---|---|---|
| 船名 | | | |
| 所有者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 使用者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 漁業種類又は用途 | | | |
| 主たる根拠地 | | | |
| 船体 | 船質 | 総トン数 | トン |
| | 長さ×幅×深さ | m× m× m | |
| 推進機関 | 種類 | | |
| | 馬力数 | | |
| 無線電波の型式及び空中線電力 | | 電信 | |
| | | 電話 | |
| 造船所 | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| 進水年月日 | | 年　月　日 | |
| 登録年月日　　年　月　日<br>都道府県知事 | | | |

（表　面）



様式第十号（第十条関係）

| 検　認　欄 | |
|---|---|
| 1 | 2 |
| 3 | 4 |
| 5 | 6 |
| 7 | 8 |

（裏　面）

備　考
　検認欄には、検認の年月日、次回検認届出期限及び検認をした都道府県名（指定検認機関が検認を行う場合にあつては、指定検認機関名）を記載すること。

| 無動力漁船登録票 | | 登録番号 | |
|---|---|---|---|
| 船名 | | | |
| 所有者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 使用者 | 氏名又は名称 | | |
| | 住所 | | |
| 漁業種類又は用途 | | | |
| 主たる根拠地 | | | |
| 船体 | 船質 | 総トン数 | トン |
| | 長さ×幅×深さ | m× m× m | |
| 造船所 | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| 進水年月日 | | 年　月　日 | |
| 登録年月日　　年　月　日<br>都道府県知事 | | | |

（表　面）

様式第十一号（第十三条関係）

**TK2-1234**

備考

一　文字及び数字の高さは、総トン数五トン未満の漁船にあつては七センチメートル以上、総トン数五トン以上二十トン未満の漁船にあつては十五センチメートル以上、総トン数二十トン以上の漁船にあつては三十センチメートル以上とする。

二　文字及び数字の太さは、その文字及び数字の高さの五分の一を標準とする。

三　文字及び数字の間隔は、その文字及び数字の高さの三分の一を標準とし、その他の寸法は適当なものとする。



様式第十二号（第十八条関係）

漁船総合検査依頼書

年　月　日

農林水産大臣　　殿

住　所
氏名又は名称

下記により漁船総合検査を受けたいので、漁船法25条第1項の規定により依頼します。

記

1　船名
2　登録番号又は建造（改造）許可番号及び許可年月日
3　漁業種類又は用途
4　検査事項

| 事項の名称 | 主要目 | 製作所の名称及び所在地 | 検査場所 | 検査の予定期日 |
|---|---|---|---|---|
| 船体 | | | | |
| 推進機関 | | | | |
| 補機 | | | | |
| 空気圧縮機 | | | | |
| 魚群探知機 | | | | |
| うず巻ポンプ | | | | |
| 魚倉の防熱設備 | | | | |
| 冷凍設備 | | | | |
| 発電機 | | | | |
| 電動機 | | | | |
| 変圧器 | | | | |
| 配電盤 | | | | |
| 磁気コンパス | | | | |
| 船用六分儀 | | | | |
| 船用アネロイド気圧計 | | | | |
| 船内時計 | | | | |

収入印紙
（消印をしてはならない）

備考　設備の主要目欄に記入する事項は、次のとおりとする。
1　船体にあつては、船質、総トン数並びに船舶の長さ、幅及び深さ
2　推進機関及び補機関にあつては、種類、計画出力、回転数並びにシリンダの数、直径及び行程
3　空気圧縮機にあつては、原動機の種類及び出力
4　魚群探知機にあつては、公称発信周波数
5　うず巻きポンプにあつては、口径
6　魚倉の防熱設備にあつては、有無
7　冷凍設備にあつては、標準冷凍トン
8　発電機、原動機及び変圧器にあつては、定格出力
9　配電盤にあつては、発電機の定格出力
10　磁気コンパスにあつては、型式
11　船用六分儀にあつては、型式
12　船用アネロイド気圧計にあつては、大きさ



様式第十三号（第十八条関係）

漁　船　船　体　検　査　依　頼　書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　　所
氏名又は名称

下記により漁船船体検査を受けたいので、漁船法第 25 条第１項の規定により依頼します。

記

1　船　名
2　登録番号又は建造（改造）許可番号及び許可年月日
3　漁業種類又は用途
4　船　質
5　総トン数
6　船舶の長さ、幅及び深さ
7　造船所の名称及び所在地
8　推進機関の種類及び計画出力
9　推進機関の製作所の名称
10　起工、進水及びしゆん工又は改造工事の着手及び完成の予定期日
　起工又は着手　　年　　月　　日
　進　　水　　年　　月　　日
　しゆん工又は完成　　年　　月　　日
11　検査場所

収　入　印　紙
（消印をしてはならない）

様式第十四号（第十八条関係）

様式第十四号（第十八条関係）

漁　船　○　○　○　検　査　依　頼　書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住　　所
氏名又は名称

下記により漁船○○○の検査を受けたいので、漁船法第25条第１項の規定により依頼します。

記

1　船　名
2　登録番号又は建造（改造）許可番号及び許可年月日
3　漁業種類又は用途及び総トン数
4　設備の主要目
5　設備の製作所の名称及び所在地
6　設備の製造番号
7　検査場所
8　検査の予定年月日

| 収　入　印　紙<br>（消印をしてはならない） |
|---|

備考
1　○○○は、検査を受けようとする設備の名称を記載すること。
2　設備の主要目は、様式第十二号の備考の２から 12 までに掲げる事項を記載すること。

様式第十五号（第十九条関係）

様式第十五号（第十九条関係）

一　申請者に交付する合格証（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

第　　号

依　頼　検　査　合　格　証

氏名又は名称

検査事項

漁船法第25条第１項の検査に合格したことを証する

年　　月　　日

農林水産大臣

二　検査をした設備に取り付ける合格証

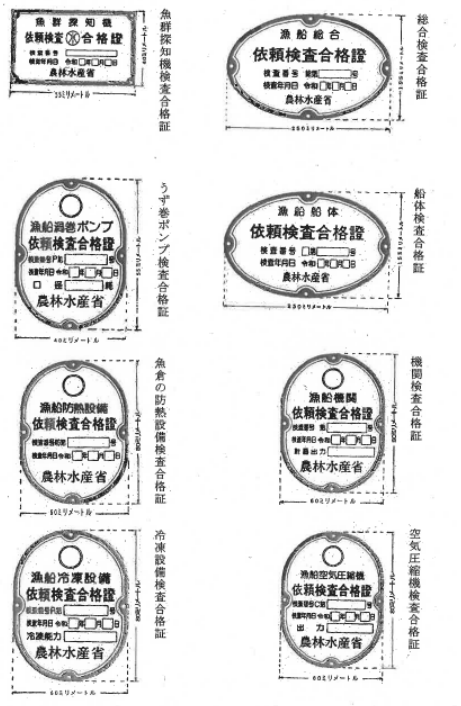

備考

一　合格証は、薄い金属盤を用いるものとする。

二　合格証上部の◎は打抜箇所とし、この部分に左の様式による極印（直径十ミリメートル）を打ち込むものとする。

極印の様式

様式第十六号（第三十三条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第十六号（第三十三条関係）　（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

業　務　休　止　（廃　止）　届　出　書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿
（都道府県知事　　殿）

住　　所
氏名又は名称

下記により認定の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、漁船法第40条第１項の規定により届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする認定の業務

２　休止（廃止）しようとする年月日

３　休止しようとする場合にあつては、その期間

４　休止（廃止）の理由

様式第十七号（第四十条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第十七号（第四十条関係）　（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

検　認　報　告　書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住　　所
氏名又は名称

下記のとおり検認を行つたので、漁船法第47条において準用する同法第36条の規定により報告します。

記

１　検認の申請をした者の氏名又は名称及び住所
２　検認の申請を受けた年月日
３　検認を行つた漁船に係る次の事項
　イ　登録番号及び登録年月日
　ロ　船名
　ハ　総トン数
　ニ　船舶の長さ、幅及び深さ
　ホ　船質
　ヘ　進水年月日
　ト　造船所の名称及び所在地
　チ　推進機関の種類及び馬力数
　リ　無線電波の型式及び空中線電力
　ヌ　漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
　ル　主たる根拠地
　ヲ　漁業種類又は用途
４　検認を実施した者の氏名
５　検認を行つた年月日及び場所
６　検認の結果

様式第十八号（第四十三条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

様式第十八号（第四十三条関係）　（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

業　務　休　止　（廃　止）　届　出　書

年　　月　　日

都道府県知事　　　　　殿

住　　所
氏名又は名称

下記により検認の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、漁船法第47条において準用する同法第40条第１項の規定により届け出ます。

記

1　休止（廃止）しようとする検認の業務

2　休止（廃止）しようとする年月日

3　休止しようとする場合にあつては、その期間

4　休止（廃止）の理由

様式第十九号（第四十六条関係）

様式第十九号（第四十六条関係）

（表面）

3　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検認機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

5　第一項から第三項までの立入検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第五十五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第五十条第一項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者

**第五十六条**　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第五十条第二項又は第三項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

漁船法第五十条第四項の規定による証票

（裏面）

第　　号　　年　　月　　日交付

官　職

氏　名

生年月日

写　真

漁船法（抄）

**第五十条**　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、漁船の所有者若しくは管理者の事務所、漁船の建造若しくは改造の工事の場所、漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設の製作の場所又は漁船（第四条第一項若しくは第二項の許可に係る建造若しくは改造中の船舶又はその許可の申請に係る改造若しくは転用前の船舶を含む。以下この条において同じ。）に立ち入り、漁船若しくは漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設又は登録票その他の書類（その作成又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

備考　用紙の大きさは、縦８５ミリメートル、横１２０ミリメートルとし、中央点線のところから二つ折りとする